

調布市中心市街地土地利用計画等調査検討業務委託 事業者候補選定プロポーザル実施要領

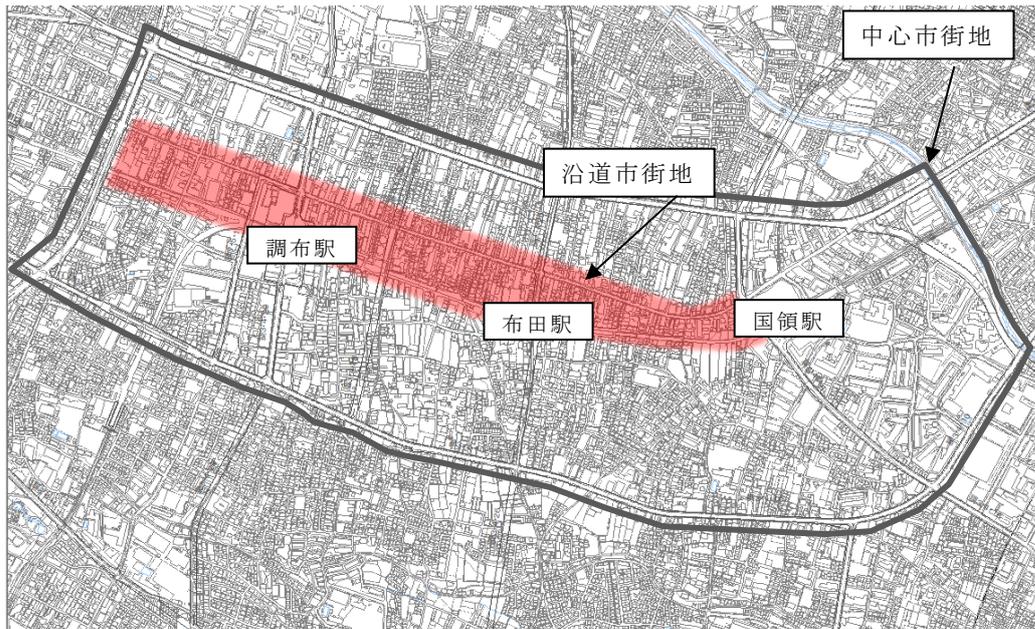
1. 業務概要

(1) 件名

調布市中心市街地土地利用計画等調査検討業務委託

(2) 対象地域

下図に示す沿道市街地の範囲内



(3) 業務目的

調布市では、これまで、「中心市街地街づくり総合計画（平成12年3月）（以下、街づくり総合計画という。）」を策定し、まちづくりを進めてきた。平成24年8月には連続立体交差事業（調布連立）による京王線地下化が実現し、令和6年度の京王線地下化後の鉄道敷地の整備、今年度に予定している調布駅前広場の整備完了をもって、基盤面のまちづくりにおいては大きな節目を迎える。

令和6年度に京王線地下化後の鉄道敷地を活用した緑道の整備が完了したが、同緑道の沿道は、駅周辺を除き、住宅地が形成されており、鉄道敷地に背を向けて立地する建物も多く存在する。主に住宅の立地を主とした土地利用規制（第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域等）を指定しており、建築物等の立地については、一定の制限がある。

一方、旧甲州街道については、街づくり総合計画において、「旧甲州街道は、京王線北側市街地の東西方向を連絡し、沿道商店街への買い物等の生活交通の中心的機能を担っています。このため、安全で快適な買い物ができるよう、地区計画や建築協定等のまちづくりのルールを定め、沿道建物のセットバックを誘導することなどにより、ゆとりある歩行者空間の確保を図ります。」という方針を示し、地域住民との意見交換や、市から開発事業等に合わせた壁面後退（2m）の要望を行っている。

そうした中、市では、調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（令和5年8月）により、緑道と旧甲州街道を含む一定の範囲について、中心市街地の回遊性・滞在

性の向上に資する、歩行者がうるおいやすらぎを感じながら歩いて楽しい軸「交流軸」として位置付けるとともに、以下にいくつか抜粋した例のように、関連する方針と施策を示した。

都市計画マスタープラン 第5章地域別の整備方針 南部地域

【交通分野】方針③施策③-4

連続立体交差事業による京王線地下化後の鉄道敷地の活用等により、うるおいやすらぎを感じられ、歩いて楽しい歩行空間を創出します。

【地域活性化分野】方針③施策③-4

駅周辺の歩行者の回遊性の向上を図るため、連続立体交差事業による京王線地下化後の鉄道敷地の活用や都市計画道路、生活道路等の整備を推進・促進します。鉄道敷地とその沿道については、うるおいとやすらぎのある都市空間の形成に向けた土地利用を図ることで、「居心地が良く歩いて楽しいまちなか」を形成していきます。

【地域活性化分野】方針③施策③-5

生活に身近な商店が多く立地する旧甲州街道の沿道や連続立体交差事業による京王線地下化後の鉄道敷地を活用した緑道等のパブリックな空間に面する市街地においては、にぎわいやうるおいのある市街地の形成やエリア内における回遊性の向上のため、建築や景観などのルールづくりに向けた検討を進めます。

出典：調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（令和5年8月）

こうした状況を踏まえ、令和6年度調布市中心市街地土地利用計画等調査検討業務委託において、中心市街地における回遊性や滞在性の向上を図るため、対象地域における現況調査や課題抽出を行い、①旧甲州街道沿いにおける歩行空間確保（2mの壁面後退のルール化）の推進、②旧甲州街道と鉄道敷地を結ぶ貫通道路設置やにぎわい空間創出に資する規制誘導、③鉄道敷地に面する空間のにぎわい創出などといった、これからのまちづくりのための方針・方策を複数案検討した。

そこで、本業務委託では、上述で示した方針・方策の推進のため、特に旧甲州街道や鉄道敷地に面する空間を対象とした沿道市街地における土地利用方針の作成や都市計画手法の詳細検討を実施する。また、旧甲州街道のセットバックが実現することで期待される効果を検証する方法を整理する。

併せて、都市計画の検討や関連事業に取り組む際の方針として活用するための「(仮称)にぎわいのまちづくり方針」を策定することも目的とする。

(4) 提案内容

ア 企画提案にあたっての留意事項

企画提案にあたっては、以下の点について考慮すること。都市計画マスタープラン、調布駅周辺地区地区計画などの既決の計画等を前提とするとともに、調布市において検討中の調布駅周辺地区街づくりビジョン（令和6年度調布駅周辺地区地区計画等検

討調査業務委託報告書に記載)及び令和6年度調布市中心市街地土地利用計画等調査検討業務委託報告書も参考にした具体的な提案を行うことを求める。

(ア) 調布駅前広場から調布駅周辺へにぎわいを波及させる施策について

令和7年度末に完成予定の調布駅前広場におけるにぎわいを調布駅周辺へ波及させるための具体的な施策の検討方法及び施策案を提案すること。

例)京王線地下化後の鉄道敷地や、都市計画道路交差点周辺において、市民に親しまれる小規模店舗等を限定的に誘導する など

(イ) 旧甲州街道のセットバックのルール化について

現在、市は旧甲州街道沿道において、建物の更新に合わせて自主的な2mのセットバックを土地所有者に要望している。現在のセットバック率は旧甲州街道沿道(鶴川街道～甲州街道分岐点)において50%程度であり、セットバックした空間を歩行空間として持続性を担保するための手法及びセットバック実施促進のための施策について具体的な提案をすること。

また、現在セットバック済の区間について、歩行空間とした場合の効果を確認する実証実験を含む効果確認の方法について提案すること。

(ウ) 旧甲州街道と京王線地下化後の鉄道敷地間を結ぶ南北貫通道路の設置誘導方法について

旧甲州街道と京王線地下化後の鉄道敷地間の回遊性の向上を目的として、南北貫通道路の設置が必要と考えており、都市計画手法等を用いた誘導方法など具体的な提案を行うこと。

イ 想定する業務内容

(ア) 令和7年度

a) それぞれの沿道を含む旧甲州街道と京王線地下化後の鉄道敷地間のエリア(以下、沿道市街地という。)における土地利用の考え方の検討

令和6年度に実施した業務委託(令和6年度 調布駅周辺地区地区計画等検討調査業務委託、調布市中心市街地土地利用計画等調査検討業務委託)の検討内容を踏まえて、これからのまちづくりを推進するために、沿道市街地の課題について、にぎわいの創出と滞在性・回遊性の向上の視点から、整理をするとともに、土地利用方針の検討に必要な調査を実施し、地区内のゾーニングの検討も含めた沿道中心市街地における土地利用の考え方(以下、(仮称)にぎわいのまちづくり方針という。)を検討する。

(仮称)にぎわいのまちづくり方針には、沿道市街地において、優先してまちづくりを推進するエリアをモデル地区として選定したうえで、土地利用の具体的な方向性を記載すること。

また、検討においては、地域住民や関係機関の意見を反映すること。

なお、令和7年度の成果として(仮称)にぎわいのまちづくり方針の中間とり

まとめを行う。加えて、同方針は、都市計画審議会への報告（1回）を予定しているため、都市計画審議会用資料の作成・印刷を行う。

b) 都市計画手法の詳細検討

過年度検討した旧甲州街道におけるセットバックなどこれからのまちづくりのための方針・方策を実現するにあたり有効な都市計画の手法を検討する。検討にあたっては都市計画手法を市が比較検証したうえで選定するために、複数案を提案すること。併せて、提案に際しては、有効な区域の設定や規制・誘導の内容及び支援の方法を具体的に含めた提案内容とする。

また、モデル地区から3か所程度抽出し、都市計画手法のケーススタディを実施するものとする。

c) 影響や効果の検証

旧甲州街道沿道については、自主的なセットバックが旧甲州街道（鶴川街道～甲州街道分岐点）において進んでおり、今後、セットバックのルール化に当たっては、その効果を示す必要があり、その検証方法について、比較検討し最適な手法について概算費用を含めて提案する。

d) 合意形成支援

にぎわいの創出や土地利用の考え方に関して、市民等への説明資料の作成等、円滑な合意形成に向けた支援を行う。資料の作成においては、市民に分かりやすい資料であることに留意すること。

e) 関係機関協議

庁内関係部署との調整、東京都等への説明にあたり、資料の作成等を通じて、支援する。

f) 打合せ協議

業務遂行上必要となる打合せを行う。初回及び成果品納入時には、必ず管理技術者が出席するものとする。また、各作業に当たって定める条件、方針及び図面表示等は、担当者と十分協議の上、決定するものとする。なお、打合せ毎に議事録を作成する。

g) 報告書の作成

本業務で作成した内容についてとりまとめを行い、業務報告書を作成する。

h) その他

成果品は以下を想定する（詳細は事業者候補選定後の協議による）。

- ① 調査報告書 電子データ及び印刷物（製本10部）
- ② 関係機関協議資料(庁内関係部署・東京都等) 電子データ及び印刷物

(協議に必要な部数)

③ 検討中に作成した電子データ一式

* illustrator や shape ファイル等の作図に使用したデータを含め、編集可能な状態で納品すること

(イ) 令和8年度

a) (仮称) にぎわいのまちづくり方針の策定支援

令和7年度の検討結果を基に、別途、市で実施する旧甲州街道のセットバックに関する検証実験などの結果を踏まえ、(仮称) にぎわいのまちづくり方針の素案のとりまとめを行う。

広く市民の意見を伺うために実施する、以下の説明会の資料作成及び当日の運営支援を行う。

- ・まちづくり懇談会等：市が別途実施するセットバック効果検証の結果公表と素案の公表を行う。(平日及び休日の2日間開催)
- ・説明会(オープンハウス形式)：パブリックコメントの実施にあわせて、説明会(オープンハウス形式)を行う。
(平日及び休日の2日間開催)

また、説明会等の開催にあわせて都市計画審議会への報告(2回)を予定しているため、都市計画審議会用資料の作成・印刷する。

b) 合意形成支援

将来のまちづくりの体制の構築に向けて、地区内の地権者、地元住民、地元事業者など多様な主体が参加した意見交換の場の設定と議事録の作成等当日の運営支援を行う。

資料の作成においては、市民に分かりやすい資料であることに留意すること。

c) 関係機関協議

庁内関係部署との調整、東京都等への説明にあたり、資料の作成等を通じて、支援する。

d) 打合せ協議

業務遂行上必要となる打合せを行う。初回及び成果品納入時には、必ず管理技術者が出席するものとする。また、各作業に当たって定める条件、方針及び図面表示等は、担当者と十分協議の上、決定するものとする。なお、打合せ毎に議事録を作成する。

e) 報告書の作成

本業務で作成した内容についてとりまとめを行い、業務報告書を作成する。

f) その他

成果品は以下を想定する（詳細は事業者候補選定後の協議による）。

- ① (仮称)にぎわいのまちづくり方針（200部）
- ② 調査報告書 電子データ及び印刷物（製本10部）
- ③ 関係機関協議資料(庁内関係課・東京都等) 電子データ及び印刷物
(協議に必要な部数)
- ④ 検討中に作成した電子データ 一式

* illustrator や shape ファイル等の作図に使用したデータを含め、編集可能な状態で納品すること

2 期間

令和7年9月下旬から令和9年3月31日まで

3 予算

【款】40 土木費 【項】15 都市計画費 【目】05 都市計画総務費
【大】10 都市計画管理事務費
【中】54 都市計画マスタープラン策定等検討調査費
【小】05 検討調査業務委託料 【節】 12委託料

令和7年度 9,000千円(税込)

令和8年度 8,900千円(税込)

※令和8年度の予算は、令和8年第1回定例会での議決を前提とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

申込時及び実施期間において、以下に掲げる条件を全て満たしていること。

申込において、提出された書類の記載事項に虚偽があった場合、直ちに参加資格を失う。

- (1) 都市計画・交通関係調査業務の営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- (4) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (8) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (9) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示717号）第2条の規定による「都市計画及び地方計画部門」の登録を有すること。
- (10) 日本国内において、地方公共団体（町村除く）が発注した業務で、以下の内容に類する都市計画の調査業務委託の履行実績を過去5年間（令和2年度～令和6年度）において1件以上有すること。（完了見込みを含む）
- ・人口20万人以上の都市における既成市街地の再構築（土地利用の変更を含む）に関する調査検討業務
- (11) 本業務担当者に、技術士（都市及び地方計画部門）の資格を有する者を1名以上配置すること。

6 募集方法

(1) 募集案内

令和7年6月30日（月）から、市ホームページに掲載

(2) 参加申込み

ア 申込み方法

当該プロポーザルへ応募する事業者（以下「事業者」という。）は、令和7年7月11日（金）正午までに、以下の提出書類を必要部数用意し、原則、都市整備部まちづくり推進課（市役所7階）へ持参により提出すること（開庁時間は、土日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで）。

なお、実施要領及び様式1～7については、令和7年6月30日（月）～令和7年7月11日（金）正午（閉庁日及び閉庁時間を除く。）に都市整備部まちづくり推進課窓口で配布するほか、市ホームページ（下記参照）に掲載する。

(市トップページ) → (産業・しごと) → (入札・契約) → (プロポーザル情報) → (実施中の案件)

書類	部数	備考
ア 申込書（様式1）	正本1部	
イ 参加資格要件確認書（様式2）	正本1部	
ウ 業務実績調書（様式3） 過去5年間における「5 参加資格(10)」受託実績を記載	正本1部 写し8部	ウ、エの写しの8部は、会社名・住所等がわからないようにすること
エ 業務予定技術者調書（様式4） 「5 参加資格(11)」に定める資格を証明する書類の写し、及び正規雇用であることを証明するものを添付すること。	正本1部 写し8部	

<p>オ 会社概要（様式自由・パンフレット可） 以下の内容は必ず記載されたものであること</p> <p>(ア) 会社名 (イ) 代表者名 (ウ) 資本金 (エ) 事業内容 (オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地</p>	<p>正本 1 部</p>	
--	---------------	--

イ 参加資格審査及び審査結果の通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を審査し、全事業者に対して、令和7年7月14日（月）に審査結果を通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、その理由について、令和7年7月17日（木）正午までに、書面（持参又は郵送（必着））にて説明を求めることができる。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出方法

参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者は、令和7年7月24日（木）正午までに、次の書類を必要部数用意し、都市整備部まちづくり推進課へ持参により提出しなければならない。

書 類	部 数	備 考
<p>ア 企画提案書 （提案書表紙：様式5，企画書：様式自由・A4縦3ページ左綴じ）</p>	<p>正本 1 部 写し 8 部</p>	<p>企画提案書作成上の留意点（3）イを参照のうえ、作成すること。</p>
<p>イ 業務スケジュール（様式自由）</p>	<p>正本 1 部 写し 8 部</p>	<p>令和7年度及び令和8年度のスケジュールを作成すること。</p>
<p>ウ 業務実施体制調書（様式6）</p>	<p>正本 1 部 写し 8 部</p>	
<p>エ 経費見積書（様式自由・A4縦左綴じ）</p>	<p>正本 1 部 写し 8 部</p>	<p>・令和7年度及び令和8年度の見積書及び内訳書を添付すること。見積の総額が見積限度額を超えないこと。</p>

※ア、イ、ウ、エの写しは、会社名・住所等が分からないようにすること

イ 企画提案書作成上の留意点

(ア) 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。

(イ) 様式自由とするが、実施要領の「1 業務概要（4）業務内容」を達成するために必要な業務推進方法や配慮すべき事項等について記載すること。また、人員体制を踏まえた内容とすること。

(4) 質疑応答

質疑のある事業者は、質問事項、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、質問書（様式7）にて、以下の期限までに都市整備部まちづくり推進課へ電子メールで提出すること。（tikubetu@city.chofu.lg.jp）

ア 応募方法・参加資格に関する質疑

応募方法・参加資格に関する質疑については、令和7年7月4日（金）正午を期限として受け付ける。回答は、令和7年7月7日（月）までに、随時、市ホームページに掲載する。

イ 参加資格の審査に関する質疑

参加資格の審査に関する質疑については、令和7年7月17日（木）正午を期限として受け付ける。回答は、令和7年7月18日（金）までに、随時、市ホームページに掲載する。

ウ 企画提案に関する質疑

企画提案に関する質疑については、参加資格審査の結果、参加資格を満たすとされた事業者に限り、令和7年7月14日（月）から令和7年7月17日（木）正午まで受け付ける。回答は、令和7年7月18日（金）までに、随時、市ホームページに掲載する。

(5) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）及び審査結果の通知

企画提案書等による書類審査を行い、令和7年7月29日（火）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知する。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

なお、一次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、令和7年7月31日（木）正午までに書面（直接持参又は郵送）にて説明を求めることができるものとする。回答は令和7年8月1日（金）に書面で送付する。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位4事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が5者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の管理技術者又は担当技術者が行うこととする。なお、昨今の社会状況（新型コロナウイルス感染症等）に応じてリモート会議形式等によるプレゼンテーション審査とする場合がある。

(ア) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、プレゼンテーション（スライド等）を要約した資料（A4）を8部用意し、令和7年8月8日（金）正午までに、都市整備部まちづくり推進課へ持参により提出しなければならない。また、メールで当日使用するプレゼンテーション資料のデータを都市整備部まちづくり推進課へ送付することとする。

(イ) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査を行った全事業者に対し、令和7年8月14日（木）に書面にて通知するものとする。また、書面の通知と

併せて電子メールを送信する。

なお、当該審査により選定されなかった事業者は、審査結果について令和7年8月19日（火）正午までに書面（直接持参又は郵送（必着））にて説明を求めることができる。

回答は令和7年8月21日（木）に書面で送付する。

7 審査概要

(1) 審査委員会の設置

調布市中心市街地土地利用計画等調査検討業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(2) 委員構成

構成人数は、7人以内とする。なお、部署の再編や人事異動があった際は、引き継いだ者が変わって委員となることとする。

- ア 行政経営部企画経営課長
- イ 生活文化スポーツ部産業振興課長
- ウ 都市整備部道路管理課長
- エ 都市整備部交通対策課長
- オ 都市整備部建築指導課長
- カ 都市整備部まちづくり推進課都市基盤担当課長
- キ 都市整備部まちづくり推進課都市計画担当課長

(3) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

(4) 一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 一次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者について、企画提案書等による書類審査を行い、得点の高い順に上位4事業者までを、次のプレゼンテーション審査の対象とする。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位4事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が5者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。当日のプレゼンテーションは、本業務実施時の管理技術者又は担当技術者が行うこととする。

ウ 評価基準

- (ア) 調布市の特性を踏まえた業務の理解度及び分析力
- (イ) 知識、専門性及び情報処理能力
- (ウ) 的確性及び実現力
- (エ) 表現力及び論理性
- (オ) 説明の明瞭さ（専門知識を有さない者も理解できる明瞭な説明を求める）

(カ) 業務遂行能力及び実施体制

エ 選定

(ア) 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとする。

(イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。

(ウ) 一次審査（書類審査）は、各委員の評価得点を合計した点数により事業者の順位を決定する。なお、複数の事業者において、評価得点を合計した点数が同点の場合は、(ア)及び(イ)により、各委員が定めた順位を参考に委員会で審議し、当該事業者の順位を定めるものとする。

(エ) 二次審査（プレゼンテーション審査）は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に委員会で審議した後、(ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者（以下「候補者」とする。）として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

(オ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。なお第2位以下の順位獲得数が同数の場合は前項に準じる。

(カ) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

オ 最低基準

事業者候補の選定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が、最低基準に満たないときは、当該事業者を事業者候補として選定しない。

カ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

キ 候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

ク 選定結果の通知

(ア) 結果通知

二次審査（プレゼンテーション審査）の審査結果は、令和7年8月14日（木）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

(イ) 結果に関する問い合わせ

二次審査（プレゼンテーション審査）により選定されなかった業者は、審査結果について令和7年8月19日（火）正午までに書面にて説明を求めることができる。回答は令和7年8月21日（木）に書面にて送付する。

8 日程

日時	内容
令和7年 6月20日(金)	第1回審査委員会
6月30日(月)	公告, ホームページへの掲載 参加資格に関する質問受付開始日
7月4日(金)	参加資格に関する質問受付締切日(正午)
7月7日(月)	参加資格に関する質問回答日
7月11日(金)	参加申込書締切日(正午)
7月14日(月)	参加資格審査結果の通知 参加資格審査結果に関する質問受付開始 企画提案に関する質問受付開始日
7月17日(木)	参加資格結果に対する質問締切日(正午) 企画提案に関する質問締切日(正午)
7月18日(金)	参加資格結果に対する質問回答日 企画提案に関する質問回答日
7月24日(木)	企画提案書等提出締切日(正午)
7月25日(金)	第2回審査委員会(書類審査)
7月29日(火)	書類審査の結果通知 書類審査結果に対する質問受付開始
7月31日(木)	書類審査結果に対する質問締切日(正午)
8月1日(金)	書類審査結果に対する質問回答日
8月8日(金)	プレゼンテーション審査資料提出締切日(正午)
8月13日(水)	第3回審査委員会(プレゼンテーション審査)
8月14日(木)	プレゼンテーション審査に関する選定結果通知
8月19日(火)	プレゼンテーション審査結果に対する質問締切日(正午)
8月21日(木)	プレゼンテーション審査結果に対する質問回答日

9 参加の辞退

本件の申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、社名(社印の押印)、代表者名(代表印の押印)、担当者名を明記した参加辞退届(様式8)を事務局に持参又は郵送すること。参加辞退届は調布市長宛とすること。

10 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法など

ア 本プロポーザルの募集内容及び選定結果は、市ホームページにより、適宜、市民に情報提供する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

エ 審査内容については、非公開とする。

1.1 その他の留意事項

(1) 事業者から提出された書類等（以下「提出書類等」とする。）の取扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

エ 提出書類等は、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

(2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

(3) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。

ア 「5 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、候補者の選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がないものを含む。）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合

カ 見積書の金額が見積限度額を超える場合

キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ク 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

ケ 調布市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者である場合

コ 民事再生法等に基づき再生手続き等を行っている場合

サ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 当該事業を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。

エ 候補者の決定以後に「5 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

(5) 本業務実施時の担当技術者については、業務予定技術者調書に記載があった者とする。正当な理由がない限り、それ以外の者については認めないこととし、業務予定技術者の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議のうえ変更を認める場合がある。

(6) この実施要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(7) この審査に関する事務は、都市整備部まちづくり推進課がとりまとめる。

1 2 問い合わせ先（変更した場合、市ホームページに掲載する。）

調布市 都市整備部 まちづくり推進課 担当：白石・澤井・石倉

〒182-8511 調布市小島町2-35-1 7階

電話：042-481-7453 FAX：042-481-6800（まちづくり推進課）

Email：tikubetu@city.chofu.lg.jp